独立役員届出書

<u>1.基本情報</u>

会社名	サノヤスホールディングス株式会社 コード 70							
提出日		2021/6/29	異動(予定)日		2021/6/22			
本年6月23日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって独立役員である谷口 独立役員届出書の 提出理由								
✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)								

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

	<u> Marker Linker Marker No. 1</u>																	
来早	番号 氏名 社外即 社外即	社外取締役/ ***	独立役員	役員の属性 (※2・3)									異動内容	本人の 同意				
田力		社外監査役	伍工仪員	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	該当なし	共動的台	同意
1	森 薫生	社外取締役	0															有
2	副島寿香	社外取締役	0															有
3	中尾 誠	社外取締役	0							Δ								有
4	山田 茂善	社外取締役	0															有
5																		

3 独立役員の屋性・選任理由の説明

<u> </u>	<u> 俄立役員の属性・選忙垤田の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当ありません。	森薫生氏は、弁護士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き独立役員である社外取締役に選任しています。
2	該当ありません。	副島寿香氏は、米国公認会計士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き独立役員である社外取締役に選任しています。
3	引は通常の条件(他の金融機関と同等の条件)によるものであり、さらには、同行からの借入は当社単体借入金全体の約21%、連結借入金全体	中尾誠氏は、企業経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監査を行っており、経営者で特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し通切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、引き続き独立役員である社外取締役(監査等委員)に選任しています。同氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として勤務していましたが、既に同行退職から10年以上経過しています。また、同行と当社の取引は通常の条件(他の金融機関と同等の条件)によるものであり、当社は複数の金融機関と取引を行っているところ、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。さらには、同氏を当社の監査を募員である取締役として選任付議したのは、同行の意向に配慮したものではありません。さらに配慮したものではありません。さらに配慮したものではありません。さらに配慮したものではありません。さらに配慮したものではありません。さらに配慮したものではありませ、同行の意向に配慮したものではあります。以上により、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。
4	該当ありません。	山田茂善氏は、公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監査を行っており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、引き続き独立役員である社外取締役(監査等委員)に選任しています。
5		

補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目

 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

 c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

 d. 上場会社の現会会社の業務執行者

 f. 上場会社の現会会はの業務執行者

 f. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者

 g. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者

 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

 i. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

 i. 上場会社の主要な取引先(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

 j. 上場会社の取引先(f、g及びかのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

 ※4 a~ I のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。